

留意事項について 資料 1 - 2

指導監査課

<目次>

1. 令和5年度末で経過措置期間を終了する令和3年度報酬改定事項	P 2
(1) 業務継続計画（BCP）策定に向けた取組の強化【全サービス】	P 2～3
※業務継続計画未策定事業所に対する減算	P 3
(2) 感染症対策の強化【全サービス】	P 4
(3) 高齢者虐待防止の推進【全サービス】	P 5～7
※高齢者虐待防止措置未実施減算	P 6
(4) 認知症介護基礎研修の受講の義務付け【全サービス】	P 8
(5) 口腔衛生管理の強化について【ミニ特】	P 8
(6) 栄養ケアマネジメントの充実について【ミニ特】	P 9
※栄養管理の基準を満たさない場合の減算	P 9
2. 令和6年度報酬改定のうち減算を伴う改定事項	P 10
(1) 身体的拘束等適正化の推進【予防を除く】	P 10～11
※多機能系サービスにおける身体的拘束未実施減算【小多機・看多機】	P 10
(2) 看護小規模多機能型居宅介護における柔軟なサービスの利用【看多機】	P 12
(3) 同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント【居宅】	P 12
3. 非常災害対策について【定期・居宅・予防を除く】	P 13
4. ケアプランの軽微な変更について【居宅】	P 14
5. 運営指導の周期について【全サービス】	P 15

1. 令和5年度末で経過措置期間を終了する令和3年度介護報酬改定事項（令和6年3月31日に経過措置終了）

(1) 業務継続計画（BCP）策定に向けた取組の強化 【全サービス】

感染症や自然災害が発生した場合であっても、介護サービスを安定的・継続的に提供するため、業務継続計画（BCP）を策定し、計画に従い必要な措置を講じる必要があります。

<市所管サービス事業所別の必要な措置（BCP）>

【 定期、地域ケア、認知ケア、小多機、看多機、居宅、予防 】	【 GH、ミニ特 】
①業務継続計画（感染症及び自然災害）策定と、従業員への周知 ②定期的な研修の実施（年1回以上） ※新規採用時、研修の実施が望ましい ③定期的な訓練の実施（年1回以上） ④定期的な計画の見直し	①業務継続計画（感染症及び自然災害）策定と、従業員への周知 ②定期的な研修の実施（年2回以上） ※新規採用時、研修の実施が必要 ③定期的な訓練の実施（年2回以上） ④定期的な計画の見直し

注) サービス種類は略称で表記。資料1-1 2ページを参照のこと

①BCPの策定と従業員へ周知について

- ・感染症に係る業務継続計画について、以下a～cの項目の記載が必要です。
 - a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）
 - b 初動対応
 - c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）
- ・自然災害に係る業務継続計画について、以下a～cの項目の記載が必要です。
 - a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必需品の備蓄等）
 - b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）
 - c 他施設及び地域との連携
- ・感染症及び自然災害に係る業務継続計画は、従業員へ周知してください。

②定期的な研修の実施について

- ・研修を実施した内容がわかる記録を作成のうえ、整理、保管してください。
- ・感染症の業務継続計画に係る研修は、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的な実施が可能です。

③定期的な訓練の実施について

- ・訓練（シミュレーション）を実施した内容がわかる記録を作成のうえ、整理、保管してください。
- ・感染症の業務継続計画に係る訓練は感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的な実施が可能です。
- ・災害の業務継続計画に係る訓練は非常災害対策に係る訓練と一体的な実施が可能です。

④定期的な計画の見直しについて

- ・定期的に感染症及び自然災害の業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行ってください。

※業務継続計画未策定事業所に対する減算 【全サービス 令和6年4月1日から導入】

感染症や災害の発生時に継続的にサービス提供できる体制を構築するため、業務継続計画（BCP）が未策定の場合は、基本報酬から減算されることが示されています。なお、令和7年3月31日までの間、一定程度の取組を行っている事業所に対し、経過措置が設けられる予定です。

【減算する単位数】

- 施設・居住系サービス（GH、ミニ特等）・・・・・・・・・・・・・・・・・・所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算（新設）
- その他のサービス（定期、地域デイ、認知デイ、小多機、看多機、居宅、予防等）・・所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設）

【算定要件等】

- 以下の基準に適合していない場合（新設）
 - ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること
 - ・当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

※令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画の策定」を行っている場合は、減算を適用しない。（経過措置）

※訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援については、BCPが未策定でも、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。（経過措置）

(2) 感染症対策の強化

【全サービス】

感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、感染対策として委員会の設置・開催、指針の整備、研修の定期的な実施等が求められています。

<市所管サービス事業所別の必要な措置（感染症対策）>

定期、地域 ^① 、認知 ^② 、 小多機、看多機	GH	居宅、予防	ミニ特
①委員会の開催（概ね6月に1回以上）、 その結果の周知 ②指針の整備 ③定期的な研修の実施（年1回以上） ※新規採用時、研修の実施が望ましい ④定期的な訓練の実施（年1回以上）	①委員会の開催（概ね6月に1回以上）、 その結果の周知 ②指針の整備 ③定期的な研修の実施（年2回以上） ※新規採用時、研修の実施が必要 ④定期的な訓練の実施（年2回以上）	①委員会の開催（概ね6月に1回以上）、 その結果の周知 ※従業者1名の場合は指針を整備する ことで委員会を開催しないことも差 し支えない ②指針の整備 ③定期的な研修の実施（年1回以上） ※新規採用時、研修の実施が望ましい ④定期的な訓練の実施（年1回以上）	①委員会の開催（概ね3月に1回以上）、 その結果の周知 ②指針の整備 ③定期的な研修の実施（年2回以上） ※新規採用時、研修の実施が必要 ④定期的な訓練の実施（年2回以上） ⑤「感染症又は食中毒の発生が疑われる 際の対処等に関する手順」に沿った対 応

①委員会の開催、その結果の周知について

- ・委員会の結果は、従業者へ周知してください。
- ・他の会議体と一体的に設置・運営することも差し支えありません。

②指針の整備について

以下a・bの項目の記載が必要です

- a 平常時の対策 ⇒ 事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等
- b 発生時の対応 ⇒ 発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所等の関係機関との連携、行政等への報告等

③定期的な研修、④定期的な訓練の実施について

- ・研修及び訓練（シミュレーション）を実施した内容がわかる記録をそれぞれ作成のうえ、整理、保管してください。

(3) 高齢者虐待防止の推進 【全サービス】

入所者・利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講ずることが求められています。

<市所管サービス事業所別の必要な措置（虐待防止）>

定期、地域デイ、認知デイ、小多機、看多機、居宅、予防	GH、ミニ特
①虐待防止検討委員会の定期的な開催、その結果の周知	①虐待防止検討委員会の定期的な開催、その結果の周知
②虐待の防止のための指針の整備	②虐待の防止のための指針の整備
③定期的な研修の実施（年1回以上） ※新規採用時、研修の実施が必要	③定期的な研修の実施（年2回以上） ※新規採用時、研修の実施が必要
④虐待防止措置を適切に実施するための担当者を設置	④虐待防止措置を適切に実施するための担当者を設置

①委員会の開催、その結果の周知について

虐待防止検討委員会では、具体的に以下イ～トの事項について検討する必要があります。

- イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事
- ロ 虐待の防止のための指針の整備に関する事
- ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関する事
- ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関する事
- ホ 虐待等を把握した際の通報の方法に関する事
- ヘ 虐待等が発生した場合の原因分析、再発防止策に関する事
- ト 再発防止策を講じた際の、その効果についての評価に関する事

②虐待防止のための指針の整備について

虐待防止のための指針には、以下イ～リの項目を盛り込む必要があります。

- イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
- ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項
- ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項

③定期的な研修の実施について

指針に基づいた研修プログラムを実施し、研修内容がわかる記録を作成のうえ、整理、保管してください。

④虐待防止措置を適切に実施するための担当者の設置について

虐待を防止するための上記①から③までの措置を適切に実施するために設置が必須です。

※高齢者虐待防止措置未実施減算 【全サービス 令和6年4月1日から導入】

利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、令和6年度の制度改正により、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じていない場合は、基本報酬から減算されることが示されています。

【減算する単位数】

○全サービス（居宅療養管理指導、特定福祉用具販売を除く）・・・所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設）

【算定要件等】

- 虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合（新設）
 - ・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - ・ 虐待の防止のための指針を整備すること。
 - ・ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
 - ・ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

運営事項及び重要事項説明書について

令和3年度の制度改正により、運営規程に定めるべき項目に「虐待の防止のための措置に関する事項」が追加されています。令和6年4月1日から義務化されますので、必ず当該事項を追加してください。また、重要事項説明書についても、当該事項を盛り込んでください。

《運営規程に盛り込む「虐待の防止のための措置に関する事項」について》

虐待の防止に係る「組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）」、「虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法」等を盛り込んでください。

<運営規程記載例>

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第〇条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を設置し定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること
 - 二 虐待の防止のための指針を整備すること
 - 三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に開催するために研修計画を定めること
 - 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと
- 2 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、再発の確実な防止策を講じるとともに、市へ報告するものとする

(4) 認知症介護基礎研修の受講の義務付け 【全サービス】

令和3年度の制度改正により、事業者は、医療・福祉関係資格を有さない全ての介護従業者に対し、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講ずることが求められています。

また、義務化以降も、新規採用従業者に対する当該義務づけの適用については、採用後1年間の猶予期間がありますので、採用後1年を経過するまでに研修を受講させてください。

下記の者は義務づけの対象外となります

- ・看護師 ・准看護師 ・介護福祉士 ・介護支援専門員 ・実務者研修修了者 ・介護職員初任者研修修了者 ・生活援助従事者研修修了者
- ・介護職員基礎研修課程修了者 ・訪問介護員養成研修（一級課程、二級課程）修了者 ・社会福祉士 ・医師 ・歯科医師 ・薬剤師 ・理学療法士
- ・作業療法士 ・言語聴覚士 ・精神保健福祉士 ・管理栄養士 ・栄養士 ・あん摩マッサージ師 ・はり師 ・きゅう師 等
- ・認知症介護実践者研修（実践者研修、実践リーダー研修、指導者研修）修了者（※）
- ・養成施設において認知症に係る科目を受講している者（卒業証明書及び履修科目証明書により認知症に係る科目の受講が確認できることが条件）（※）
- ・福祉系高校卒業者（卒業証明書により卒業が証明できる場合）（※）
- ・人員配置基準上、従業員の員数として算定される従業者以外の者や直接介護に携わる可能性がない者（※）

※令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（vol.3）

(5) 口腔衛生管理の強化について 【ミニ特】

口腔衛生の管理について、令和3年度より口腔衛生管理体制加算が廃止され、口腔衛生管理を基本サービスとして行うことが必要となっています。
具体的には下記の実施が求められます。

- ① 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士による、当該施設の介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導（年2回以上）
- ② ①に基づいた入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画の作成

<参考>介護保険最新情報 Vol.1217（リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について）の40ページを参照のうえ取り組んでください。

(6) 栄養ケアマネジメントの充実について 【ミニ特】

栄養管理について、令和3年度より栄養マネジメント加算が廃止され、栄養ケアマネジメントを基本サービスとして行うことが必要となっています。令和6年3月31日に経過措置期間が終了し、入所者の栄養状態の把握や栄養ケア計画の作成、実施、見直し等、各入所者の状態に応じた栄養管理の計画的な実施が義務づけられますのでご注意ください。

※栄養管理の基準を満たさない場合の減算 【ミニ特 経過措置終了につき令和6年4月1日から減算】

令和6年4月1日以降に人員基準に定める栄養士又は管理栄養士の配置基準及び、運営基準に定める管理栄養士による計画的な栄養管理について、基準を満たさない事実が生じた場合は、その翌々月から解決されるに至った月まで、入所者全員が所定単位数から減算となります。

【減算する単位数】

○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護・・・入所者全員が所定単位数から1日につき14単位減算（経過措置終了）

【算定要件等】

○栄養管理の基準を満たさない事実が生じた場合

- ・人員基準・・・栄養士又は管理栄養士の配置
- ・必要な措置・・・①他職種共同での入所者ごとの栄養ケア計画の作成
②栄養ケア計画に従った栄養管理の実施、入所者の栄養状態の定期的な記録
③栄養ケア計画の進捗状況の定期的な計画、必要に応じた計画の見直し

<参考>介護保険最新情報 Vol.1217（リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について）の29ページを参照のうえ取り組んでください。

2. 令和6年度報酬改定のうち減算を伴う改定事項

(1) 身体拘束等の適正化の推進（予防を除く） 【令和6年4月1日から改正】

身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、令和6年度の制度改正により、見直しが行われます。

<改正後 各市所管サービス事業所別の対応一覧（身体的拘束等）>

定期、地域デイ、認知デイ、居宅（新規）	小多機、看多機（①～③が追加）	GH、ミニ特（変更なし）
○緊急やむを得ず事業の利用者又は他の利用者等に身体的拘束を行う場合に以下を記録 ・拘束の態様 ・拘束の時間 ・拘束された利用者の心身の状況 ・緊急やむを得ない理由	①委員会の開催（3月に1回以上）、その結果の周知 ②指針の整備 ③定期的な研修 ※研修の頻度等は、今後、厚生労働省より発表される解釈通知やQ&A等をご確認ください。 ④緊急やむを得ず入所（居）者に身体的拘束を行う場合に以下を記録 ・拘束の態様 ・拘束の時間 ・拘束された入所（居）者の心身の状況 ・緊急やむを得ない理由	①委員会の開催（3月に1回以上）、その結果の周知 ②指針の整備 ③定期的な研修（年2回以上） ※新規採用時、研修を必ず実施 ④緊急やむを得ず入所（居）者に身体的拘束を行う場合に以下を記録 ・拘束の態様 ・拘束の時間 ・拘束された入所（居）者の心身の状況 ・緊急やむを得ない理由

※多機能系サービスにおける身体的拘束未実施減算 【小多機・看多機 令和6年4月1日から導入予定】

多機能系サービスにおいて、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施）が新たに義務付けられ、当該措置が講じられていない場合は基本報酬を減算（所定単位数の100分の1）されることとなります。1年間の経過措置期間が設けられる予定であるため、今後、厚生労働省から発表される改正後の基準や留意事項通知、Q&A等を確認され、経過措置期間の終了までにご対応ください。

【算定要件等】

- 身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置が講じられていない場合
 - ・ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること
 - ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること
 - ・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること
 - ・ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること

ミニ特、GHにおける身体的拘束等の適正化の推進（変更なし）

GH、ミニ特においては、令和6年度以降も従来どおり以下①～④の措置を講ずる必要があります。

※①～④を実施していない事実が生じた場合、「身体拘束廃止未実施減算」となります。

①「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」について

他の会議体と一体的に設置する場合には、身体的拘束等の適正化の内容を伴う会議を行うように運営してください。

例えば、「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」と「虐待防止委員会」を一体的に設置している事業所において、虐待防止の内容のみを検討課題としている場合は、「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」を開催しているとは言えません。

②「身体的拘束等の適正化のための指針」について

以下のような項目を盛り込むことが必要とされています。

- イ 事業所における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方
- ロ 身体的拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ハ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
- ニ 事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針
- ホ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針
- ヘ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ト その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

③「身体的拘束等の適正化のための研修」について

指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施してください。

④「身体的拘束を行う場合の記録」について

緊急やむを得ない場合（「切迫性」、「非代替性」、「一時性」の3要件を満たされる場合）に、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録してください。

- ・切迫性……利用者本人又は他の利用者等生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ・非代替性…身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
- ・一時性……身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

(2) 看護小規模多機能型居宅介護における柔軟なサービスの利用 【看多機 令和6年4月1日に改定予定】

利用者の柔軟な利用を促進する観点から、令和6年度の制度改正により、登録者へのサービス提供が過少な場合に基本報酬を減算されます。

【単位数】

○看護小規模多機能型居宅介護費・・・所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する

【算定要件等】

○算定月における提供回数について、週平均1回に満たない場合、又は登録者（短期利用居宅介護費を算定する者を除く）1人当たり平均回数が、週4回に満たない場合（改定）

(3) 同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント 【居宅 令和6年4月1日から導入予定】

介護報酬が業務に要する手間・コストを評価するものであることを踏まえ、利用者が居宅介護支援事業所と併設・隣接しているサービス付高齢者向け住宅等に入居している場合や、同一建物に居住する利用者の報酬に対して減算が適用されます。

【単位数】

○居宅介護支援・・・所定単位数の95%を算定する（新設）

【算定要件等】

○指定居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内、隣接する敷地内の建物又は指定居宅介護支援事業所と同一の建物に居住する利用者
○指定居宅介護支援事業所における1月あたりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（上記を除く）に居住する利用者

3. 非常災害対策について（定期・居宅・予防を除く）

非常災害に関する具体的計画について 【既存の基準の周知】

事業者は、非常災害に関する具体的計画を作成し、関係機関への通報及び連絡体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期す必要があります。

<基準上求められていること>

- ①非常災害に関する具体的な計画を立てること
- ②関係機関への通報及び連携体制を整備すること
- ③上記①②を定期的に従業員に周知すること
- ④定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこと

<留意事項>

- a) 非常災害に関する具体的計画とは、消防計画（これに準ずる計画を含む）及び風水害・地震等の災害に対処するための計画を指します
- b) 消防計画の作成は、消防法8条の規定により配置されている防火管理者が行います
- c) 消防法上の防火管理者を置かなくてもよいとされている事業所においては、防火管理の責任者が「消防計画に準ずる計画」を作成します
- d) 火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制を整えてください
- e) 日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制を構築してください
- f) 訓練の実施にあたっては、地域住民の参加が得られるように努めてください

避難訓練について 【既存の基準の周知】

事業者は、定期的に必要な訓練を行わなければなりません。また訓練の計画だけでなく、実際に実施した内容がわかる記録を整理、保管してください。

※運営基準では、「非常災害に関する具体的計画を立て、・・・定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない」、「訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない」と規定されており、消防計画のみではなく、風水害、地震等の災害に対処するための計画作成と必要な訓練の実施が義務付けられています。

また、水防法・土砂災害防止法では、「浸水想定区域」や「土砂災害警戒区域（土砂災害特別警戒区域）」内に立地し、かつ市町村の地域防災計画にその名称・所在地が定められた「要配慮者利用施設」の管理者等は、「避難確保計画」の作成・市への報告と、避難確保計画に基づいた「避難訓練」の実施・市への報告が義務付けられています。

4. ケアプランの軽微な変更について（居宅）

ケアプランの軽微な変更 【既存制度の周知】 参考）介護保険最新情報 Vol.959 「居宅介護支援等に係る書類・事務手続や業務負担等の取扱いについて」

・ケアプランを変更する際は、原則、基準第13条3号から第11号までに規定された、居宅サービス計画作成に当たっての一連の業務を行うことが必要です。但し、軽微な変更と判断された場合には、ケアプランの作成やサービス担当者会議等を省略することができるとされています。

※居宅サービス計画書記載要領：サービス内容への具体的な影響がほとんど認められないような軽微な変更については、当該変更記録の箇所の冒頭に変更時点を明記しつつ、同一用紙に継続して記載することができるものとする。

・軽微な変更として取り扱うには、介護支援専門員が必要性の有無を判断したうえで、その理由や経緯を必ず記録してください。

※「軽微な変更」に該当するか不明な場合は、必ず介護保険課に確認してください。

・以下の表は『介護保険最新情報Vol.959「居宅介護支援等に係る書類・事務手続や業務負担等の取扱いについて」』の一部を抜粋したものです。

あくまで例示であり、「軽微な変更」に該当するかどうかは、一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって軽微か否かを判断すべきものです。

① サービス提供の曜日変更	利用者の体調不良や家族の都合などの臨時的、一時的なもので、単なる曜日、日付の変更のような場合には「軽微な変更」に該当する可能性があるものと考えられる。
② サービス提供の回数変更	同一事業所における週1回程度のサービス利用回数の増減のような場合には、「軽微な変更」に該当する可能性があるものと考えられる。
③ 利用者の住所変更	利用者の住所変更については、「軽微な変更」に該当する可能性があるものと考えられる。
④ 事業所の名称変更	単なる事業所の名称変更については、「軽微な変更」に該当する可能性があるものと考えられる。
⑤ 目標の期間延長	単なる目標設定期間の延長を行う場合（ケアプラン上の目標設定（課題や期間）を変更する必要がなく、単に目標設定期間を延長する場合など）については、「軽微な変更」に該当する可能性があるものと考えられる。
⑥ 福祉用具で同等の用具に変更するに際して単位数のみが異なる場合	福祉用具で同一種目における機能の変化を伴わない用具の変更については、「軽微な変更」に該当する可能性があるものと考えられる。
⑦ 目標もサービスも変わらない（利用者の状況以外の原因による）単なる事業所変更	目標もサービスも変わらない（利用者の状況以外の原因による）単なる事業所変更については、「軽微な変更」に該当する可能性があるものと考えられる。
⑧ 目標を達成するためのサービス内容が変わるだけの場合	第一表の総合的援助の方針や第二表の生活全般の解決すべき課題、目標、サービス種別等が変わらない範囲で、目標を達成するためのサービス内容が変わるだけの場合、「軽微な変更」に該当する場合もあると考えられる。
⑨ 担当介護支援専門員の変更	契約している居宅介護支援事業所における担当介護支援専門員の変更（ただし、新しい担当者が利用者はじめ各サービス担当者とは面識を有していること）のような場合には、「軽微な変更」に該当する可能性があるものと考えられる。

5. 運営指導の周期について

運営指導の周期を変更します

現在、本市では地域密着型サービス事業所等に対して運営指導を3年に1回、集団指導を年1回それぞれ実施していますが、運営指導の周期を以下のとおり変更します。集団指導については従来どおり年1回実施します。

運営指導の周期：「3年に1回」から「5年に1回」に変更